

# 印西市人事評価システム導入及び運用保守業務委託

## プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

この実施要領は、印西市人事評価システム導入及び運用保守業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により受託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務の名称

印西市人事評価システム導入及び運用保守業務委託

#### (2) 業務の目的

人事評価システムの導入により、本市における人事評価に係る目標設定・評価・提出・確認・承認等の作業の効率化を図るとともに、評価結果の調整や集計等の事務的負担の軽減を図る。

また、人材情報をシステムで一元管理し、評価結果を各人事施策へ活用することで、職員のモチベーション向上とキャリア形成につなげ、よりよい市民サービスの提供を図る。

#### (3) 業務の内容

「印西市人事評価システム導入及び運用保守業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

#### (4) 事業費上限額

23,527,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

※債務負担行為による年度をまたぐ契約を予定

また年度毎の上限額は下記のとおりとする。

令和7年度 8,479,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

令和8年度 7,524,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

令和9年度 7,524,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

提案に際しては、年度毎に、この上限額の範囲内で提案額を提示すること。

なお、提案額の内訳については、消費税及び地方消費税の税率を10%で積算するものとする。

#### (5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

### 3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成27年告示第69号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、令和7年度印西市入札参加資格を有さない者（印西市における令和7年度入札等参加資格者名簿に登録がない者をいう。）にあっては、同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと（共同企業体の場合は、構成企業のすべてが該当する者でないこと。）。
- (2) 印西市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年告示第95号）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、令和7年度印西市入札参加資格を有さない者にあっては、同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと（共同企業体の場合は、構成企業のすべてが該当する者でないこと。）。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る者を含む）。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (6) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定のいずれにも該当しない者であること並びに競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第1号に規定する総務省令で定めるものを定める省令（令和元年総務省令第37号）に該当しない者であること。
- (7) 過去5年の間に地方公共団体における本業務と同種又は類似業務の元請としての受託実績（令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に着手、完了した業務）を有していること、又は前述の導入実績を有する者と正式なOEM契約若しくは再販契約を締結していること。
- (8) 公募開始日において、プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得しており、適切に更新がなされていること。

### 4. スケジュール

内 容	期 日
(1)公募開始	令和7年7月7日（月）
(2)質問の受付期間	令和7年7月7日（月）から 令和7年7月18日（金）午後5時まで

(3)質問に対する回答期日	令和7年7月24日(木)
(4)プロポーザル参加申込書提出期限	令和7年7月29日(火)午後5時まで
(5)参加資格確認結果通知	令和7年8月7日(木)
(6)企画提案書提出の締切日	令和7年9月5日(金)午後5時まで
(7)プレゼンテーション	令和7年9月24日(水) 予定
(8)審査結果通知	令和7年9月29日(月) 予定
(9)契約の締結及び公表	令和7年10月1日(水) 予定

注1：スケジュールは予定であるため、市の事情により変更する場合は別途通知する。

注2：資料の公表に当たり説明会は開催しない。

## 5. 実施要領等の公表及び参加申込

### (1) 実施要領及び仕様書の公表

実施要領及び仕様書の公表は、印西市ウェブサイト上で行う。(印西市ウェブサイトからダウンロード可)

### (2) 参加申込の方法

実施要領及び仕様書の内容を確認し、参加を表明する者はプロポーザル参加申込書【様式1-1】に必要事項を記入(代表者印又は使用印鑑届の印鑑(以下「代表者印等」という。)を押印してください。)の上、下記に記載する他の提出書類とともに、持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、書留等配達証明が可能な方法により郵送すること

〈提出書類〉

①プロポーザル参加申込書【様式1-1】 1部

②会社概要書【様式3-1】及び会社パンフレット各1部

③同種業務実績調書【様式3-2】1部

※令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間の地方公共団体への人事評価システム導入及び運用保守の実績について、契約書等(客観的に実績の事実が判断できる資料)の写しを添付すること。

なお、導入実績を有する者と正式なOEM契約若しくは再販契約を締結していることを条件として参加する者においては、前述の資料のほか併せて導入実績を有する者によるOEM提供証明書又は再販契約書等(客観的に事実が判断できる資料)の写しを添付すること。

④直近の決算書(損益計算書、賃借対照表及びキャッシュ・フロー計算書) 1部

●以下の⑤～⑧は印西市制限付き一般競争入札参加資格要件設定基準に基づく、令和7年度印西市入札参加資格がない場合に提出すること。

⑤履歴事項全部証明書(写し可、発行日がプロポーザル参加申込書提出日以前で3か月以内のもの) 1部

- ⑥印鑑証明書（写し可、発行日がプロポーザル参加申込書提出日以前で3か月以内のもの）1部
- ⑦委任状（本社以外で取引を希望する場合）1部
- ⑧納税証明書（完納証明書又は未納税額のない証明・写し可、発行日がプロポーザル参加申込書提出日以前で3か月以内のもの）1部
- 法人の場合、法人税並びに消費税（様式その3の3）及び都道府県税で未納がない旨記載の証明書（未納がない証明が発行されない都道府県税については、直近2年分の法人事業税納税証明書）
  - 個人の場合、申告所得税並びに消費税（様式その3の2）及び都道府県税で未納がない旨記載の証明書（未納がない証明が発行されない都道府県税については、直近2年分の個人事業税納税証明書）
- ※本社以外で取引を希望される場合、本社及び委任先の都道府県税で未納がない旨記載の証明書（未納がない証明が発行されない都道府県税については、直近2年分の法人事業税納税証明書）を提出してください。
- ⑨暴力団等排除に関する誓約書【様式3-3】1部
- ⑩「3. 参加資格（8）」の認証登録証の写し 1部

〈提出先〉〒270-1396 印西市大森2364番地2  
印西市役所 総務部 人事課（印西市役所3階）

### （3）参加申込受付期間

令和7年7月7日（月）から令和7年7月29日（火）の午後5時まで

- ※1 持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に持参すること。
- ※2 郵送の場合は、令和7年7月29日（火）午後5時までの必着とする。（書留等配達証明が可能な方法に限る）。

### （4）辞退

プロポーザル参加申込書を提出した後、都合により辞退する場合は速やかにプロポーザル参加申込辞退届【様式1-2】を提出するものとする。提出方法は持参、郵送又はメールにより提出するものとする。なお、郵送の場合は、書留等配達証明が可能な方法により郵送すること。

## 6. 質疑応答

### （1）質問の提出方法

仕様書内容及び企画提案書等の提出に関する参加者の質問は、質問票【様式2】に必要事項を記入し、下記送信先まで電子メールに添付して提出すること。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とする。質問の送信後、必ず

電話による受信確認を行うこと。なお、受信確認は、下記「(2) 受付期間」中の土、日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。電子メール以外での質問（電話による問い合わせ等）については回答しない。

<送信先>

印西市役所 総務部 人事課 メールアドレス：jinji@city.inzai.chiba.jp

(2) 受付期間

令和7年7月7日（月）から令和7年7月18日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

令和7年7月24日（木）までに、提出されたすべての質問とその回答をまとめて、本市ウェブサイトに掲載する。なお、質問に対する回答をもって本実施要領を追加補正したものとみなす。また、質問者の名称は公表しない。

## 7. 参加資格の審査及び結果の通知について

(1) 参加者の決定

プロポーザル参加申込書等の内容について審査し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格の審査結果の通知

参加資格の審査結果については、令和7年8月7日（木）にプロポーザル参加申込書に記載された所在地宛てに、文書にて通知する。また、プロポーザル参加申込書に記載されたメールアドレス宛てに別途、電子データを送付する。

(3) その他

結果の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。

## 8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書は、参加資格審査で資格有の通知があった者のみが提出することができる。企画提案書は次に掲げる書類で構成し、PDFデータをファイル名「通番\_書類名\_申請者名」とし提出すること。（例：①\_企画提案書表紙\_（株）〇〇）

① 企画提案書表紙【様式4-1】

※ 代表者印等を押印すること。

② 実施体制【様式4-2】

※ 業務の一部を再委託する場合は、その内容と社名等を明記すること。

③ 業務スケジュール【任意様式】

④ 役割分担【様式4-3】

※ 作業内容ごとの役割分担を業務スケジュールに基づき記載すること。

⑤ 企画提案書【任意様式】

【企画提案書については次の内容についての考え方等を記載すること。また、A4版とし30ページ以内、文字サイズは11ポイント以上（図、表、画像を除く。）とし、ページ番号を付すること。なお、やむを得ない事由によりA4サイズに収まらない場合は、A3サイズを使用して構わないが、A3サイズを使用する場合は、A4サイズ2ページ分として取り扱うこと。】

ア 公務員の人事評価制度に対する理解及び今後の制度変更の際の対応

イ 評価結果の分析機能

ウ 操作・デザイン性

エ 既存システムとの連携

オ セキュリティ・サービス・データセンター

カ 円滑な導入に向けた対応

キ 運用・保守

ク 独自機能等

ケ 価格

⑥ システム導入及び運用保守業務委託見積書【様式4-4】

※1 代表者印等を押印すること。

※2 提案金額は消費税及び地方消費税相当額を含む金額とすること。

※3 「2. 業務の概要（4）」の事業費上限額を超えないこと。

※4 いずれも積算内訳（任意様式）を別途添付すること。

(2) 提出部数

①～⑥をPDF形式（代表者押印の書類を電子化したもの）でファイル毎に提出すること。

(3) 提出期間

令和7年8月7日（木）から令和7年9月5日（金）午後5時まで

① 提出先

印西市役所 総務部 人事課

② 提出方法

電子メールにてjinji@city.inzai.chiba.jpに送付

なお、送付後、平日の午前8時30分から午後5時までの間に必ず電話による受信確認を行うこと。

## 9. プレゼンテーション

(1) 実施日及び場所

令和7年9月24日（水）実施予定（開始時刻及び場所については、別途連絡する。）

(2) プレゼンテーションの方法

- ① プレゼンテーションの時間は1社当たり40分程度とする。
  - ・提出した企画提案書の内容説明（25分以内）
  - ・企画提案書に対する質疑応答（約15分）
    - ※プレゼンテーション前に準備が必要な場合は、10分程度の準備時間を別途設ける。
- ② 出席者は1社当たり3名までとする。また、指定する時刻までに会場外の指定場所にて待機すること。
- ③ プレゼンテーションに際し、次の機材の使用を認める。パソコンを使用する場合は各自で用意すること。本市からは、次の機材については貸与できるものとする。
  - ・プロジェクター規格：エプソンEB-W06
  - ・スクリーン規格：NEC100インチ
  - ・HDMI端子（タイプA）の付属ありなお、その際は事前に申し出ることとし、プレゼンテーションの前日まで動作確認を行うことができるものとする。動作確認をする場合は事前予約すること。
- ④ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。
  - ・指定した時間に遅れたとき。
  - ・プレゼンテーションを欠席したとき。

## 10. プレゼンテーション審査

### （1）審査基準

別紙「印西市人事評価システム導入及び運用保守業務委託審査基準」（本要領内「審査基準」という。）にて定める。

### （2）選定方法等

「印西市人事評価システム導入及び運用保守業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（本要領内「審査委員会」という。）において、参加事業者ごとに次のとおり審査し、優先交渉権者を選定する。

- ① 別紙「審査基準」に基づき審査を実施し、委員の総合評価点の平均（小数点以下を四捨五入。以下「総合評価点」という。）が最高得点の者を優先交渉権者とする。
- ② 総合評価点が高得点の者が複数いた場合は、システム導入及び運用保守の提案価格の合計の低い者を優先交渉権者とする。
- ③ 総合評価点が高得点であり、かつ、システム導入及び運用保守の提案価格の合計が同額の者が複数いた場合は、審査委員会の合議により順位を決定する。
- ④ 総合評価点が高得点の者が契約を締結しない場合、第2位の者を優先交渉権者とする。

⑤ 総合評価点の6割(60点)を最低基準点とし、最低基準点を満たさない場合は優先交渉権者として選定しない。

⑥ 申込者が1者の場合でも、審査を実施し、総合評価点が、最低基準点以上であれば、優先交渉権者として選定する。

(3) 審査結果の通知及び公表

令和7年9月29日(月)(予定)に参加事業者に対し、最高得点の事業者名及びその総合評価点と提案者自身の総合評価点を通知するとともに、優先交渉権者として選定された事業者を印西市のウェブサイトに掲載する。

(4) その他

審査委員会の会議は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。

## 11. 企画提案者の失格に関する事項

企画提案者は、以下のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とし、(5)～(9)に該当した場合は別途入札に準じて指名停止等の措置を講じる。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合、又は満たすことができなくなった場合
- (2) 実施要領に定める手続を遵守しない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く)
- (4) 企画提案書の見積書に関し、事業費上限額(上記2(4))を超える金額を提案した場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (6) プロポーザル審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (9) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 12. 契約及び公表

仕様書及び優先交渉権者の企画提案書等の記載事項をもとに、協議の上、印西市契約事務規則(平成18年規則第19号)に基づき契約を締結する。

- (1) 優先交渉権者に決定した者と、契約金額等契約要件について協議の上、見積書を徴収し、業務委託契約を締結する。なお、契約締結後は速やかに以下の内容を印西市のウェブサイトに掲載する。

ア 優先交渉権者並びにその提案金額と総合評価点

イ 全申込者の総合評価点(得点順)

ウ その他必要な事項

エ 契約の相手方、契約金額、契約日

- (2) 優先交渉権者が契約までの間に失格事項が判明した場合及び辞退した場合は、第2位の者を優先交渉権者とし業務委託の締結交渉を行う。
- (3) 業務委託契約の条件等については、企画提案書の内容を基本として、優先交渉者との協議により定めるものとする。
- (4) 優先交渉権者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

### 13. その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには一切応じない。
- (2) 企画提案書は1事業者1提案とする。
- (3) 提出された企画提案書等の書類の追加、修正及び変更は認めない。
- (4) このプロポーザルに要する経費は、全て参加事業者の負担とする。
- (5) 審査基準に関する質問は受け付けない。
- (6) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (7) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし印西市が本案件のプロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、企画提案等の内容を無償で使用できるものとする。企画提案書等に含まれる第三者の著作権の公表などの使用については、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。
- (8) プロポーザルの参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届【様式第1-2号】により速やかに届け出ること。
- (9) 印西市情報公開条例（平成12年条例第24号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第7条第3号の規定により不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (10) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していることが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。
- (11) 企画提案者が1者の場合でも、プレゼンテーション及び審査を実施する。
- (12) 他の者に当該業務の一部を再委託する場合は、業務の主たる部分を再委託してはならないことに留意すること。